

岐阜県公報

第 二 千 百 二 十 号

平成二十一年十一月二十七日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

(林 政 課) 七四六^{ページ}

告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 七四六

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 七四七

指定医療機関の廃止の届出

(同) 七四七

指定訪問看護事業者等の廃止の届出

(同) 七四七

医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定

(同) 七四七

指定施設機関の廃止の届出

(同) 七四八

介護給付及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 七四八

指定介護機関の廃止の届出

(同) 七五〇

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七五二

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 七五二

道路の供用開始

(道路維持課) 七五二

岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更認可

(街路公園課) 七五三

公 示

火薬類取締法による指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更

(消 防 課) 七五三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 七五四

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
落札者等に関する公示

(建設政策課) 七五四
(会 計 課) 七五五

規 則

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十六号

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立森林文化アカデミー授業料等に関する規則（平成十二年岐阜県規則第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「入学の日」を「四月三十日」に改める。

別記第一号様式から別記第四号様式までの様式中「第7号」を「第8号」に改める。別記第五号様式中「第6号」を「第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
あさこう眼科クリニック	浅野英二郎	羽島市竹鼻町丸の内一八	平成三〇・一
河上クリニック	医療法人河上クリニック	恵那市長島町中野一九四	同
明日香調剤薬局	メデイカル光企画株式会社	各務原市鷺沼南町五三六	同
ジップドラッグ 川島薬局	株式会社ジップドラッグ	各務原市川島松原町字山神前四〇二一	平成三〇・一
あじさい歯科医院	酒向良智	美濃加茂市加茂野町今泉七七二一	同
さくら調剤薬局	株式会社C&Cメデイカル	瑞穂市只越九〇七三五	同
古橋内科クリニック	古橋一利	中津川市津島町五四四五	平成三〇・一
ウルトラメンタルクリニック	田中宏史	高山市昭和町二二二四	同
ささゆり薬局 土岐店	有限会社エスエ	土岐市肥田浅野笠神町二一二	同
はーと薬局	有限会社はーと薬局	山県市岩佐高屋前八二八一	同
ヤマト ところ調剤薬局	有限会社ヤマト	羽島市竹鼻町丸の内八七四三	同
大塩 歯科 医院	大塩 謙	瑞浪市陶町猿爪八三三七三	同
スズキ薬局 本店	株式会社スズキ薬局	高山市上岡本町一八八	同
スズキ薬局 大新町店	株式会社スズキ薬局	高山市大新町五一	同

岐阜県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
社会医療法人 蘇西厚生会	羽島郡笠松町泉町 一番地	まつなみ訪問看護ステーション	羽島郡笠松町泉町 一三	平成 二一 年 一 一

岐阜県告示第六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名 称 開設者 所在地 廃止年月日

河上クリニック	河上 敬	恵那市長島町中野字石田 一九四	平成三〇・一
大塩歯科医院	小川 政志	瑞浪市陶町猿爪八七〇 一	二六
スズキ薬局	株式会社スズキ	高山市上岡本町一八八	同
スズキ薬局大新町店	株式会社スズキ	高山市大新町五一	同
ささゆり薬局	有限会社スズキ	土岐市肥田浅野笠神町二 一二	平成三〇・一

岐阜県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃 止 年 月 日
医療法人蘇西厚生会	羽島郡笠松町泉町 一番地	まつなみ訪問看護ステーション	羽島郡笠松町泉町 一三	平成 二一 年 一 一

岐阜県告示第六百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施設を担当さ

せる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
兼定接骨院	兼定重明	各務原市那加石山町一 一三三	平成三・一七
清野鍼灸院	清野美登利	土岐市泉神栄町一	同 二・一
松野あん摩マッサージ指圧はり灸治療院	松野祥生	瑞穂市穂積八五四	同 二・三
たなか接骨院	田中容崇	土岐市肥田浅野双葉町二 二〇一	同 二・六

岐阜県告示第六百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 はしま	羽島市小熊町二 七五	居宅介護 支援事業	羽島市北部居宅介護支援事業所	羽島市足近町七 一〇	平成二〇・八・一
株式会社ケアトピック	地 高山市新宮町七九四番	訪問介護	ヘルパーステーション きりん	地 高山市新宮町七九四番	同 二二・一・一
株式会社ケアトピック	地 高山市新宮町七九四番	訪問介護	ヘルパーステーション きりん	地 高山市新宮町七九四番	同

があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
村田鍼灸マッサージ院	村田幸陽	大垣市東前一 四三一	平成三・三・三

岐阜県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

<p>有限会社飛翔会 岐阜市三田洞東五七 三</p> <p>介護予防 認知症対 応型共同 生活介護</p> <p>グループホーム・ゆず 各務原市那加長塚町一 一五五</p> <p>同</p>	<p>株式会社メディカルコーポ レーション 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字流川二三二 番地</p> <p>通所介護</p> <p>まつさかの憩</p> <p>三 一</p> <p>多治見市松坂町一 一</p> <p>同</p>	<p>株式会社メディカルコーポ レーション 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字流川二三二 番地</p> <p>短期介護 生活介護</p> <p>まつさかの憩</p> <p>三 一</p> <p>多治見市松坂町一 一</p> <p>同</p>	<p>株式会社メディカルコーポ レーション 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字流川二三二 番地</p> <p>介護予防 短期介護 生活介護</p> <p>まつさかの憩</p> <p>三 一</p> <p>多治見市松坂町一 一</p> <p>同</p>	<p>株式会社メディカルコーポ レーション 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字流川二三二 番地</p> <p>短期介護 生活介護</p> <p>いわむらの憩</p> <p>〇 二</p> <p>恵那市岩村町若宮七三</p> <p>同</p>	<p>株式会社メディカルコーポ レーション 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字流川二三二 番地</p> <p>認知症対 応型共同 生活介護</p> <p>いわむらの憩</p> <p>〇 二</p> <p>恵那市岩村町若宮七三</p> <p>同</p>	<p>株式会社メディカルコーポ レーション 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字流川二三二 番地</p> <p>介護予防 認知症対 応型共同 生活介護</p> <p>いわむらの憩</p> <p>〇 二</p> <p>恵那市岩村町若宮七三</p> <p>同</p>	<p>クオール株式会社 東京都新宿区四谷一 一七</p> <p>居宅療養 管理指導</p> <p>ぎなん調剤薬局</p> <p>一九</p> <p>羽島郡岐南町野中四</p> <p>同</p>	<p>クオール株式会社 東京都新宿区四谷一 一七</p> <p>居宅療養 管理指導</p> <p>ぎなん調剤薬局</p> <p>一九</p> <p>羽島郡岐南町野中四</p> <p>同</p>	<p>岐阜県告示第六百三十五号</p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支 援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと された生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃 止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促</p>
---	---	--	---	--	---	--	--	--	--

岐阜県告示第六百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類
指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

北方町 本巣郡北方町北方二三三三五

居宅介護支援事業

新 北方町居宅介護支援センター
旧 北方町在宅介護支援センター

新 本巣郡北方町高屋白木二四〇
旧 本巣郡北方町高屋白木二三三八

平成二一・三・一

岐阜県告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字夕用三六五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

県道 篠原線 八百津線	加茂郡八百津町潮見字大洞一 二一六番五地先から 同 郡同 町同 字同 一 一九七番一〇地先まで	三六・一	平成 三・二・二七	平成 二六・三・二九
-------------------	--	------	--------------	---------------

岐阜県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 の種 類	路線名	区 間	延 長 （メ ー ト ル）	供用開始 の期日	備 考 （区域 の考 定又は 決定の 告示日 は、示 示年月 日）
県道	石浦陣屋 下切線	高山市総和町三丁目四九番一 地先から 同 市同 町三丁目四九番一 地先まで	六・五	平成 三・二・二七	平成 二六・三・三 平成 三〇・三・五

岐阜県告示第六百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成十一年岐阜県告示第四百十九号 岐阜都市計画道路事業 三・三・十一号 金町那加岩地線
- 三 事業施行期間
平成十一年六月十五日から
同 二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

火薬類取締法による指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第四十五条の七第二項の規定により、指定試験機関から主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項第三号の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定試験機関の名称
社団法人全国火薬類保安協会
- 二 変更後の主たる事務所の所在地
東京都中央区八丁堀四丁目一三番五号 幸ビル
- 三 変更の年月日
平成二十一年十一月十六日

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年十一月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年十一月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社エディオンEAST

三 建物の名称及び所在地

エイデン高山店

高山市上岡本町七丁目九三 一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前) 株式会社エイデン

(変更後) 株式会社エディオンEAST

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十一年八月二十日	株式会社古川組	代表取締役 古川 光利	海津市南濃町山崎九二〇番地	般・特十九 一五三二	管及び造園工業業
平成二十一年九月三日	株式会社トリイワークス	代表取締役 鳥居 律紀	揖斐郡揖斐川町清水字後川二二三 二	般十八 一 四〇七九	建築及び内装仕上工業業
平成二十一年九月四日	有限会社岡本工業	代表取締役 岡本 義弘	加茂郡坂祝町酒倉九八七番地の一	般十七 一 七二二八	土木、ほ装及び造園工業業
平成二十一年九月九日	有限会社未来工業	代表取締役 安江 智子	加茂郡白川町黒川二四六六番地	般十六 五 〇〇四二三	土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工業業
平成二十一年九月九日	エヌジーケイ・アドレック株式会社	代表取締役 安部 文夫	可児郡御嵩町美佐野三〇四〇	特十六 五 〇〇〇〇六	タイル・れんが・ブロック工業業
平成二十一年九月十四日	有限会社マルサン建築	代表取締役 稲田 喜登	高山市三福寺町一八五三番地一	般十九 二 五九〇	建築工業業
平成二十一年九月十五日	株式会社ダイヤモンド	代表取締役 白木 久和	岐阜市河渡四丁目七七番地一	般十九 一 〇一〇六七	内装仕上工業業
平成二十一年九月十八日	日高工房	日高 功夫	大垣市昼飯町八八四 一三	般十九 二 〇〇六七〇	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック及び内装仕上工業業
平成二十一年九月十八日	北島建設株式会社	代表取締役 北島 義隆	大垣市島里一丁目七二番地	般十七 一 〇九四六	建築工業業
平成二十一年九月十八日	坂本土木	代表取締役 義隆	飛騨市神岡町	特十九 一	タイル・れんが・

平成二十一年九月二十四日	株式会社	役 坂本 重雄	麻生野五一四番地二二	四四七	ブロック工業
平成二十一年九月二十四日	マルヒコ株式会社	代表取締役 岩田 照雄	羽島市足近町一二番地	般十六四	消防施設工業
平成二十一年九月二十五日	川上建設株式会社	代表取締役 久保 田和子	揖斐郡揖斐川町坂内川上九〇八	般十七一	造園工業
平成二十一年九月二十八日	有限会社 カナヤマ産業	代表取締役 今井 玄房	下呂市金山町大船渡六三六番地の一	般十八六	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工業
平成二十一年九月二十八日	矢島電気工事株式会社	代表取締役 矢嶋 弘和	下呂市金山町金山二五八六番地二	般十八九	電気工業
平成二十一年九月二十九日	サンコウ電業社	日比野良 三	大垣市小泉町三二七	般十九九	電気工業
平成二十一年九月二十九日	有限会社 中部環境	取締役 田中信子	瑞浪市土岐町一一八七	般二十六〇〇二二	機械器具設置工業
平成二十一年九月二十九日	株式会社 加藤工業所	代表取締役 加藤 國俊	加茂郡七宗町神淵九七五五番地の一	般十九一	管工業
平成二十一年十月六日	有限会社 トライアクト	代表取締役 洞奥 信雄	高山市下岡本町三一五三番地九	般十七八	建築工業
平成二十一年十月七日	株式会社 所工務店	代表取締役 所信 宏	揖斐郡揖斐川町春日六合七五一	般十八・二一四一七四	土木、建築とび・土工、ほ装、造園及び水道施設工業
平成二十一年十月八日	株式会社 オーク	代表取締役 大井 勝弘	大垣市若森町四 一三五六	般十九二〇〇三八七	土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工業

平成二十一年十月八日	有限会社 藤井商店	代表取締役 藤井 三郎	岐阜市新栄町二丁目六七番地	般十九一〇一八九一	大工工業
平成二十一年十月十三日	株式会社 三洋組	代表取締役 久保 正志	岐阜市正木六三三番地	般十八四九二	管及び造園工業
平成二十一年十月十五日	有限会社 久保田建設	代表取締役 久保 田るみ子	揖斐郡池田町池野四九八一〇	般十八一 二〇五七	建築 大工、屋根、タイル・れんが、ブロック及び内装仕上工業

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察緊急車両情報通信システム貸借 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成21年8月7日
- 4 落札者を決定した日 平成21年10月20日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区西新橋二丁目15番12号 日立キャピタル株式会社 執行役 川部 誠治
- 6 契約金額 482,590,500円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
 - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成二十一年十一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社